南山大学における研究倫理教育に関する実施要項

この実施要項は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学大臣決定)」および「南山大学研究活動の不正行為に関する規程」「南山大学公的研究費執行管理規程」に基づき、南山大学（以下「本学」という。）で実施する研究倫理教育について、必要な事項を定める。

１．実施方法

実施方法は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供するｅラーニングプログラムを使用する。

２．受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

(1)すべての専任教育職員および客員研究員

(2)すべての専任事務職員（専任および専任嘱託）および研究活動に関わるその他の事務職員

(3)大学院（修士課程、博士前期課程、博士後期課程、専門職学位課程）に在籍する学生

３．受講コース

受講するコースは、別表１に定めるものとする。

４．受講時期

受講する時期は、別表１のとおりとする。以後、大学院に在籍する学生を除き、3 年に一度受講するものとする。

５．受講免除

受講免除は、次の場合に認める。

(1)他機関で、3 年以内に研究倫理に関する教育を受講し、その内容が、本学の指定するコースと合致する場合。ただし、他機関で研究倫理に関する教育を受講してから、3 年が経過した年度に、本学の研究倫理教育を受講する。

(2)病気その他やむを得ない理由により、受講が困難であると受講対象者が申し出て、コンプライアンス推進責任者が認めた場合。

６．受講者管理および成績管理

研究倫理教育に係る受講者管理および成績管理は、研究推進課が行う。

附　　則

この実施要項は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この実施要項は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この実施要項は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

受講対象者	受講コース	受講時期
すべての専任教育職員および客員研究員（特任・プロジェクト・非常勤）	JST 事業受講者コース「人文系(5 単元)」「理工系(7 単元)」「生命医科学系(7 単元)」から受講者が選択	任用時
すべての専任事務職員（専任および専任嘱託）および研究活動に関わるその他の事務職員	ダイジェストコース(1 単元)	採用時
理工学研究科博士後期課程に在籍する大学院生	JST 事業受講者コース「理工系(7 単元)」	入学時
理工学研究科以外の研究科博士後期課程に在籍する大学院生	JST 事業受講者コース「人文系(5 単元)」	入学時
修士課程または博士前期課程、専門職学位課程に在籍する大学院生	ダイジェストコース(1 単元)	入学時